



台湾における コロナウィルス対策 税務救済措置まとめ

2021年6月



目次

- 1 重度特殊感染性肺炎の予防治療及び救済振興特別条例(中文:嚴重特殊傳染性肺炎防治及紓困振興特別條例)の改正案
- 2 営利事業所得税
- 3 個人総合所得税
- 4 営業税
- 5 関税
- 6 ナンバープレート使用税
- 7 家屋税/娯楽税
- 8 税務用途目的の情報交換 (CRS)

► 特別条例の改正ポイント

改正ポイント	改正前	改正後	改正条文
救済特別予算の上限	新台幣2100億元 (上限を超えない範囲で改めて特別予算を編成)	新台幣8400億元 (感染状況を見て段階ごとに特別予算を編成)	第11条
特別条例の実施期間	2020/1/15から 2021/06/30まで	2022年6月30日まで延長(1年延長)	第19条

▶ 特別条例における租税措置のまとめ

租税措置	特別条例
雇用主が従業員の防疫隔離休暇期間中に支払った給与については、当年度の所得税を申告する際、その給与費用の200%を所得から控除することが可能	第4条
政府から受領した支援金、補助金、手当、奨励金及び補償金については、所得税の課税免除	第9条の1

1

2018年末処分利益の修正申告

- ▶ 営利事業者の会計基準の変更に伴い、2018年度の期首利益剰余金の純増加額の遡及修正について、当初の規定では、特別条例の実施期間中の株主への配当は、2018年度の未処分利益の計算の減額項目として計上することができ、修正申告及び税金の還付が可能とされていた(財政部1090504台財税第10904558730号令)。
- ▶ 特別条例の実施期間が2022年6月30日まで延長されたことに伴って、上記2018年の期首利益剰余金の純増加額の配当期限も2022年6月30日まで延長となる。

2

非暦年制の2020年度中間納付

- ▶ 2020年度の営利事業所得税の中間納付について、当初の規定では、特別条例の実施期間中、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、特定の条件を満たす場合、2020年度の営利事業所得税の中間納付の実施を免除することが可能とされていた(財政部1090731台財税字第10904595840号令)。
- ▶ 特別条例の実施期間が2022年6月30日まで延長されたことに伴って、11月制及び12月制の会計年度を採用する営利事業者(本来は2021年7月末及び8月末までに中間申告を行う必要がある者)について、2020年度の営利事業所得税の中間納付の実施も免除となる。



✓ 2021年度の営利事業所得税の中間納付の免除に関する規定については、まだ公表されていません。財政部の今後の発表を待つ必要があります。

2020年度営利事業所得税の申告納税期限は2021/6/30まで延長

	延長前	延長後
申告及び納税期間	5/1~5/30	5/1~ 6/30
電子申告で必要な添付書類及び会計士の監査報告書の提出期限	書面原本の申告: 6/30までに提出 電子申告: 6/29までに提出	書面原本の申告: 8/2 までに提出 電子申告: 7/31 までに提出

- EYからの注意喚起**
- ✓ 納税義務者、営利事業者の責任者、経理担当者、または申告手続を委託された会計士等が6月30日時点で未だ隔離され治療を受けている場合、申告にあたって、主管機関が発行する隔離治療通知書等の証明書類を添付することで申告・納税期限を隔離治療の終了日の翌日から20日まで延長することが可能です。
 - ✓ 特殊会計年度(週次決算制)を採用している場合で、従来の申告納税期間が2021年5月1日から5月31日までの場合も、その期限を同様に30日間延長することが可能です。
 - ✓ 曆年制の営利事業者について、中央目的事業主管機関に、産創条例第10条、第10条の1、中小企業発展条例第35条の投資控除期限の適用を申請する場合、営利事業所得税の申告納付期限の延長に合わせて2021年6月30日まで延長することが可能です。

拡大書面審査で適用される純利益率を20%低減

- ▶ 適用対象: 年間の売上収益及び営業外収益の合計が新台幣3,000万元以下の営利事業者
- ▶ 適用要件: 2020年度の売上収益純額が2019年度より30%以上減少した場合
- ▶ 申請方法: 申請は不要。税務申告時、要件を満たす場合、すぐに適用可能



- ✓ 小売業を営む営利事業者について、もし電子発票に切り替え、奨励措置の要件を満たした場合は、年度で適用される拡大書面審査の純利益率基準はさらに「1%」減少可能となります。
- ✓ もし、営利事業者が電子発票奨励措置の要件を満たし、さらに同時にコロナウィルスの影響によって売上収益が減少した場合、2つの優遇措置を同時に適用することが可能となります。つまり、拡大書面審査制度で適用される純利益率は、最初に1%減少でき、さらに20%低減可能となります。

説明例

小売業の拡大書面審査における純利益率を6%とした場合、優遇効果の計算は以下の通り:

状況	純利益率
2020年度の売上収益が2019年度より30%以上減少	$6\% \times 0.8 = 4.8\%$
小売業を営む営利事業者で、電子発票に切り替えた	$6\% - 1\% = 5\%$
上記2つの同時適用	$(6\% - 1\%) \times 0.8 = 4\%$

拡大書面審査とは～台湾の主な税務申告方法の整理～

	拡大書面審査 申告	帳簿記録・証憑に基づく確定申告 (会計士監査証明なし)	帳簿記録・証憑に基づく確定申告 (会計士監査済み)
方法	「営利事業所得税確定申告案件拡大書面審査実施要点」に基づき、売上収益及び営業外収益の合計にて、業種ごとに適用される拡大書面審査における利益率をもって課税所得額を計算して申告・納税する。	会社の帳簿記録・エビデンスに基づき自ら所得額を計算して申告・納税する。	会計士に税務監査を依頼して申告・納税する。
適用対象	売上収益及び営業外収益の合計が新台幣3,000万元を超えない場合(但し、一部の業種では合計新台幣1,000万元を超えない場合)。なお、すべての申告案件について拡大書面審査を適用できるわけではなく、詳細は「営利事業所得税確定申告案件拡大書面審査実施要点」の規定を参照。	売上収益及び営業外収益の合計が新台幣3,000万元以上の場合。	売上収益及び営業外収益の合計が新台幣3,000万元以上の場合で任意に会計士監査を依頼する場合。新台幣1億元を超える場合は監査は義務となる。
特徴	一定の利益率で必ず課税されることになるので、税務調査を受ける比率が比較的低い。	実際の所得に基づき課税がされる。 欠損の場合は納税不要となる。	左記会計士監査証明がない場合の確定申告と同様。これに加えて、欠損金を将来繰り越せる、交際費の損金限度額の拡大などのメリットがある。
留意事項	収益額に応じて必ず課税されるため、欠損の場合でも課税が生じる。	帳簿記録、エビデンスの保管、申告書の作成などの管理上の対応がより必要となる。	会計士への監査委託費用が生じる。

従業員に与えられる防疫隔離休暇等の関連の休暇にかかる
給与費用については、その倍を損金計上可能

従業員の防疫隔離休暇または防疫介護休暇の取得にあたって、雇用主が給与を支給する場合、営利事業者は給与支給額の200%を申告当年度の所得額から控除することができる。

適用される 休暇期間

- ▶ 従業員が各レベルの衛生主管機関により在宅隔離、在宅検疫、集中隔離または集中検疫を受ける必要があると認定されたために、防疫隔離休暇を取得した場合
- ▶ 隔離または検疫となり自分で生活することができない家族の介護をするため、その従業員が防疫隔離休暇を取得した場合
- ▶ 中央流行疫情指揮中心の指揮官により行われた対応措置の指示に応じて、従業員が休暇を取得することができる場合

補助 制限

- ▶ 他の法令により定められた租税優遇を既に適用している場合には、この規定を重複して適用することはできない。
- ▶ 減算金額の計算は、所得額が0となるまでを限度とする。この規定を適用する前に、所得額が既にマイナスとなっている場合、この倍の減算規定は適用することはできない。

申請及び 必要書類

- ▶ 従業員の防疫隔離休暇の取得にかかる休暇申請書、休暇記録またはその他証明書類
- ▶ 各レベルの衛生主管機関により発行された在宅隔離通知書、在宅検疫通知書、集中隔離証明、集中検疫証明またはその他証明書類
- ▶ 中央流行疫情指揮中心の指揮官により行われた対応措置の指示に応じた休暇が取得可能とされた証明書類

営利事業所得税の納付について、最大1年間の期間延長、または3年間(36期)の分割納付が可能

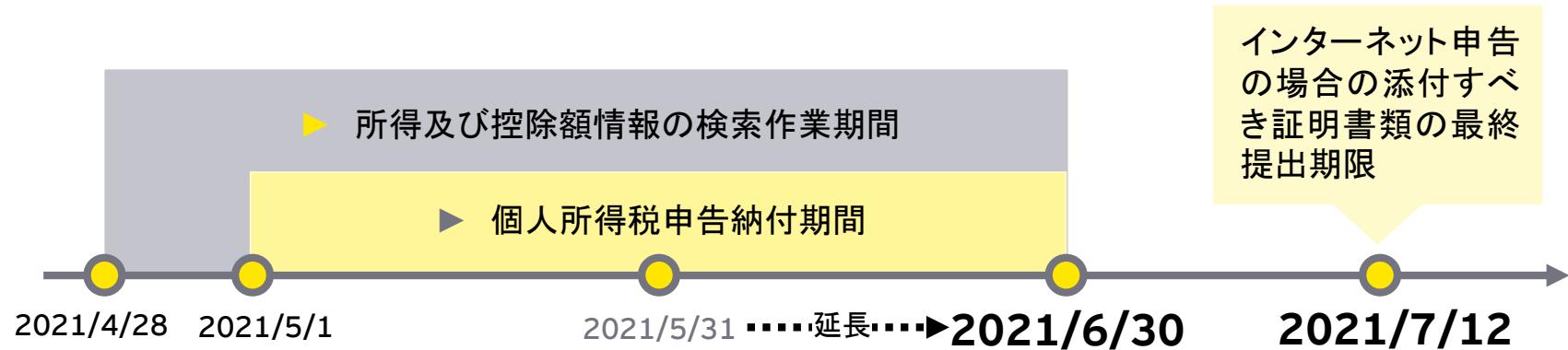
適用対象	期間延長の申請	または	分割納付の申請
目的事業に係る中央主管機関が特別条例第9条第3項により定められた救済復興または補償救済方法に基づき、関連する救済措置が提供された者	最長1年まで		最大36期まで
コロナウィルスの影響によって、短期間で売上収益が急激に減少した者 例: 短期間で売上収益が急激に減少した場合とは、例えば連続2ヶ月の平均売上額について、2019年下半期または同期より15%以上減少した場合をいう	最長1年まで		最大36期まで
その他コロナウィルスの影響によって、規定された納税期間内に税金を一括で納付できない者	裁量によって、 1~12ヶ月の間で延長を許可		裁量によって、 2~36期の 分割納付を許可



- ✓ 期間延長または分割納付が許可され、かつ期限通りに納付した場合、延滞税及び利息は課されません。
- ✓ 期限通りに納付しなかった期が1期でもあれば、徴税機関は租税徵税法第27条の規定に基づき、完納されていない残りの税額について納税書を発行し納税義務者に通知し、10日以内に一括で全額納付するよう要請されます。
- ✓ 拡大書面審査が適用される、または過去10年の繰越欠損金を有する営利事業者で、もし期間延長または分割納付が許可された場合、期限通りに納付しなかった期が1期でもあれば、拡大書面審査または繰越欠損金の優遇措置は適用できないため留意が必要となります。

個人総合所得税

2020年度の個人所得税の申告納付期限を2021/6/30まで延長



2021/6/30の時点でまだ隔離・治療を受けている場合、その申告納付期限は隔離・治療が終了した日の翌日から20日間延長可能。但し、申告時において、衛生主管機関より発行された隔離／検疫通知書等の関連証明文書を添付しなければならない。

- EYからの注意喚起
- ✓ 納税義務者の方は、外出と感染リスクを避けるため、自宅にて、携帯電話、パソコン等によりインターネット申告を利用し、また、クレジットカード、ICキャッシュ・カード、振込送金(送金依頼)やモバイル決済等のオンライン支払いによって納税を行うことを薦めます。
 - ✓ 税務当局は、2021年7月9日0時より決済作業を行います。そのため、振込送金の方法を選択した納税義務者については、2021年7月8日までに、確定申告において自ら記入した送金口座を確認し、必要十分な預金残高となっているか確認すべきです。

個人所得税の納付について、最大1年間の期間延長、
または3年間(36期)の分割納付が可能

適用対象	期間延長の申請	または	分割納付の申請
目的事業に係る中央主管機関が特別条例第9条第3項により定められた救済復興または補償救済方法に基づき、救済の関連措置を提供した者	最長1年まで		最大36期まで
コロナウィルスの影響によって、勤務先である営利事業者が、労働主管機関に対して無給休暇の実施を報告した場合	最長1年まで		最大36期まで
その他コロナウィルスの影響によって、規定された納税期間内に税金を一括で納付できない者。 ▶ 例:(1)減給された者、(2)会社都合で退職となった者、(3)勤務日がその月の元々の勤務日数の1/2以下となつた月が2ヶ月に達した者	裁量によって、 1~12ヶ月の間で延長を許可		裁量によって、 2~36期の 分割納付を許可



- ✓ 納税義務者が、個人所得税の期間延長または分割納付の申請をする場合、規定された納税期間内(自動延長期間を含む)に、「個人が厳重特殊伝染性新型コロナウィルス感染症の影響を受けた場合の期間延長または分割納付の申請書」及び関連する証明書類を添付の上で所轄の税務機関に申請しなければなりません。
- ✓ 期間延長または分割納付が許可され、かつ期限通りに納付した場合、延滞税及び利息は徴収されません。但し、期限通りに納付しなかった期が1期でもあれば、徴税機関は租税徵税法第27条の規定に基づき、完納されていない残りの税額について納税書を発行し納税義務者に通知し、10日以内に一括で全額納付するよう要請されます。

▶ 費用率基準の引き上げ(申請は不要で要件を満たせば適用可能)

適用対象	適用要件	費用基準
業務実施者 - 医療従事者	制限無し	
業務実施者 - 非医療従事者		元の費用率 × 112.5%
個人で設立した塾、幼稚園及び養護、療養院(所)の創立者、設立者または実際の所得者	2020年度の収入総額が2019年度より30%以上減少した場合	

▶ 従業員防疫隔離休暇にかかる給与の倍を損金計上

適用対象	説明
従業員の防疫隔離休暇期間に対して、給与を支給した業務実施者、個人で設立した塾、幼稚園及び養護、療養院(所)	従業員に支給した防疫隔離休暇期間の給与の 200% にて、実際に計算した申告当年度の業務実施所得またはその他所得から控除申請することが可能

- ✓ 「業務実施者-医療従事者」のうち、「薬剤師」については、その国民健康保険収入(薬品収入を含む)の費用率は元々94%であり、112.5%で計算すると100%を超えることになるため、規定によって96%へ引き上げられるものとされます。

防疫隔離休暇期間において従業員に支給した給与について、その倍の控除申請を行う場合、「重度特殊伝染性感染症のための従業員防疫隔離休暇における給与費用の倍の控除をするための申請書」を記入の上、さらに従業員休暇記録、給与金額証明及び在宅隔離(または検疫)通知書などの関連する証明書類を添付する必要があります。

EYからの注意喚起



小規模事業者の営業税の減額調整

- 国税局自ら実際の事業の状況を把握し、実際の状況に応じて売上額及び営業税額を減額調整し査定する。
- コロナウィルスの影響を受けたことによって売上収益が減少した場合、または事業を営むことができなくなった場合、営業者自らが申請することもできる。

1 施行期間

2021年5月～6月

2 適用対象

査定方式により営業税が課される営業者

3 申請要件

- 財政部が設置する厳重特殊伝染性新型コロナウィルス感染症特設サイトから申請書をダウンロードするか、あるいは各地の国税局より入手する。
- 申請書を記入し、かつ会社印を押印する。
- 営業所在地の所轄国税局に直接提出するか、または郵送する。

業種/減額調整比率

5月

6月

強制的に営業停止となった業種、及び人と近距離で接触する事業性質に属する業種

50%

100%

その他の業種

30%

50%



コロナウィルスの影響を受けた営利事業者は、自身で国税局に対して売上高及び営業税額の減額調整の申請をする必要がある点、留意下さい。

営業人の留保営業税額の還付

▶ コロナウィルスの影響を受けた営業人は、留保営業税額の還付申請が可能。

1 適用期間

2020年1月15日~2021年6月30日

4 還付限度額

新台幣30万元を限度とし、残額は留保営業税額のまととする。

2 適用対象

営業中の営業人

5 申請方法

申請書を準備し、関連証明資料と共に所轄の所在地国税局へ申請する

3 適用要件

下記のいずれかの条件に合致する

- ▶ 中央目的事業主管機関より特別条例第9条の規定に基づく措置が提供されている者
- ▶ コロナウィルスの影響によって、短期間で売上収益が急激に減少した者



- ✓ 2021年6月30日までが申請期限となっており、留保営業税額還付の申請を希望する営業人は、速やかに申請書及び関連証明資料を提出しなければならない点留意ください。

1

輸出による関税還付は1年の延長申請が可能

- ▶ 関税法施行細則第52条に基づき、業者がコロナウィルスの影響によって1年6ヶ月以内に原料の関税の還付申請ができない場合、期限到来前に関連する具体的な証明資料を添付した上で関務署に期間の延長申請すれば、最大1年の延長が可能。

2

保税倉庫貨物の保存期間の延長

- ▶ 保税倉庫設立及び管理弁法の修正によって、今年1月から翌年6月まで、保税倉庫業者、空港免税店業者等については、保存期限の延長を別途申請することができ、年数制限が免除され、さらに申請回数の制限もない。

3

防疫物資の減税と免税

- ▶ 2021年2月27日から8月26日の間、薬用アルコール原料(HS Code: 22071090)の関税は20%から10%へ引き下げられている。

EYからの注意喚起



元の期限の到来前(輸出による関税還付または保税倉庫貨物)に関連する具体的な証明資料を添付した上で、関務署または監督税関に期間の延長申請が必要である点に留意ください。

車両の未使用期間についてはナンバープレート税の納付は不要

ナンバープレート税の還付

▶ コロナウィルスの影響によって、交通手段の所有者または使用者が、ナンバープレートを受領している交通手段を使用しない場合、交通管理機関へ使用停止を申請することができ、その使用期間の納付すべき税金は実際に使用した期間の日数で計算することができ、交通手段の使用停止を申請した期間はナンバープレート税が免税となる。

申請プロセス

ステップ 1.

▶ 公路監理機関への使用停止または廃棄の申請

ステップ 2.

▶ 地方税管轄機関へ税金還付を申請

完成！

▶ 還付税金の受領



✓ 公路監理機関へ車両の使用停止の申請を行った上で、地方税管轄機関に対してナンバープレート税の還付申請を行うという2つのステップを完了させて減税が適用となる点に留意ください。

家屋税の税率の引き下げ

- ▶ コロナウィルスの影響に鑑みて、家屋税の負担を軽減させるため、家主は家屋税の税率の引き下げ申請が可能。

1 適用対象

レストランやホテルとして利用される家屋の納税義務者

2 税率の引き下げ

コロナウィルスの影響によって観光ホテルや旅館の一部フロアの利用者がいなく閉鎖されている場合、その使用されていないフロア部分については、非住宅非営業用の家屋税率2%にて課税する。

娯楽税の減税

- ▶ 査定方式により課税される娯楽業者は、コロナウィルスの影響に鑑みて、娯楽税の査定課税額の減少の申請が可能。

1 適用対象

査定方式により課税される娯楽業者

2 減税額

コロナウィルスの影響によって、営業ができない、または売上収益が減少した場合、地方税管轄機関に未営業の日数または未使用の娯楽施設の比率にて査定税額減少の申請が可能。

EYからの注意喚起



家屋税の税率の引き下げ及び娯楽税の減額については、適用対象によって自身で申請する必要がある点、留意ください。

2020年度の税務用途の金融口座情報の申告期限を
2021/8/2まで延長

▶ 2020年度の税務用途の金融口座情報の申告期限

延長前	延長後
6/1~6/30	6/1~8/2

EYからの注意喚起

✓ 今年(2021年)の申告における留意事項:

1 申告金融機関は、オーストラリア(AU)、日本(JP)及びイギリス(GB)の税務居住者の保有または支配されている口座情報を申告する。

2 申告金融機関は、既存の全ての個人及び実体のある口座情報を申告する。

3 申告金融機関は新バージョンのXMLファイル様式規範にて申告

EYは、「Building a better working world (より良い社会の構築を目指して)」という理念の下、クライアント、構成員、そして社会に対して長期にわたるバリューを提供し、資本市場における信頼の構築に貢献します。

データとテクノロジーによって支えられたEYの多様なチームによって、150を超える国における監査及び保証業務を通じた信頼の確保、またクライアントの成長や変革、業務の支援を実現しています。

アシュアランス、コンサルティング、法務、税務及びストラテジー、トランザクションといったEYの各サービスラインの専門家チームは、互いに協同し、「Better questions (より優れた問題提起)」によって、私たちの世界が直面している現在の課題に対して、新たな解決策を導きます。

安あり、単体、もしくは複数のメンバー フームを指し、各メンバー フームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英國の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYの個人情報の収集及び使用方法、個人情報の保護にかかる対応については、ey.com/privacy をご参照ください。さらに詳細な情報については、EYグローバルウェブサイトey.com をご参照ください。

EY台湾は中華民国の法律に基づき設立登記された組織であり、安永聯合會計師事務所、安永管理顧問股份有限公司、安永諮詢服務股份有限公司、安永企業管理諮詢服務股份有限公司、安永財務管理諮詢服務股份有限公司、安永圓方國際法律事務所及び財團法人台北市安永文教基金會を含んでいます。詳しくは、ey.com/zh_twをご覧ください。

© 2021 Ernst & Young.
All Rights Reserved.

Apac No. 14005915
ED None

本資料は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

ey.com/zh_tw

EY LINE@

最新情報を入手できます。QR codeをご利用ください。

